

国 不 動 第 1 7 5 号
令和 8 年 9 月 7 日

公益社団法人全日本不動産協会理事長 殿

国土交通省不動産・建設経済局不動産課長
(公 印 省 略)

令和 8 年 8 月豪雨災害における空き住戸の活用について

令和 8 年 8 月千葉豪雨災害につきましては、国土交通省においても、災害発生以降、被災状況の把握や応急復旧作業等の被災者支援に取り組んでいるところですが、とりわけ被災者の方々の住まいの確保が喫緊の課題となっています。

国土交通省としても、公営住宅の空室提供をはじめとする住宅確保対策に全力を挙げて取り組んでいるところですが、貴団体におかれましては、以下について貴団体所属会員各社のご支援、ご協力を賜りたく、周知徹底方お願い申し上げます。

- 1 関係地方公共団体との災害協定に基づき、空き住戸の情報提供や斡旋等、被災者の空き住戸への円滑な入居の確保
- 2 関係地方公共団体近隣の会員各社との連携のもと、空き住戸を把握の上、被災者に対し、情報提供および斡旋仲介等の実施
- 3 所属会員各社の管理物件の早期点検及び復旧に向けた相談、調整の実施